

福井県警察の指掌紋の取扱いに関する訓令

平成27年12月21日

福井県警察本部訓令第21号

この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）に定めのあるもののほか、福井県警察における指紋及び掌紋に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。